

(第2回変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	平成 30年 2月 28日
契約業者名	(一財) 阪神高速道路技術センター
契約業者の住所	大阪府中央区南本町4丁目5番7号
業務の名称	阪神高速道路の技術基準に関する調査研究及び審査業務(平成28年度)
業務場所	阪神高速道路会社の指定する場所
業務種別	土木設計
業務概要	本業務は、阪神高速道路の橋梁構造物及びトンネル構造物の建設、更新及び修繕に関する技術基準等の制定・改定や設計品質の向上に資する調査研究を行う。 また、有識者による委員会等を組織し、技術基準等の制定・改定案の審査、課題の抽出および課題に対する対応検討を行う。
業務期間(自)	平成 28年 12月 1日
業務期間(至)	平成 30年 2月 28日
契約金額	201,960,000 円
変更金額	15,876,000 円 増
変更後の契約金額	217,836,000 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

## 変更契約理由書

阪神高速道路の技術基準に関する調査研究及び審査業務（平成28年度） 第2回変更

- ・舗装切削時に発生するRC床版の損傷に対して、補修方法の検討をする必要が生じたため、想定する技術的課題をRC床版上面の素地調整方法に変更
- ・実験結果の整理・評価を大学で実施することとなったため、検討内容から結果の整理・評価を削除
- ・他の検討項目の中で資料作成を実施したため、本検討項目を削除
- ・解析モデルを構築する上で、土工部・本線拡幅部等の節点座標の抽出および上下分離部等の線形作成が必要となったため、検討内容に追加
- ・これまで研究開発を進めてきた皿形高力ボルトに関して、建設での現場適用を図るにあたり設計・施工管理要領を作成する必要が生じた。案文作成にはこれまでの研究成果を基に有識者による委員会等における審査・課題抽出と改善提案が必要であり、本業務に追加
- ・鋼部材の当て板補修の品質確保、信頼性向上のため、これまでの研究成果をまとめて設計・施工性を要領化する必要が生じた。案文作成にはこれまでの研究成果を基に有識者による委員会等における審査・課題抽出と改善提案が必要であり、本業務に追加
- ・大規模更新を実施するにあたり、大豊橋のこれまでの損傷発生状況について分析する必要が生じたため、点検履歴を基にした損傷発生状況の分析を追加
- ・RC床版の補修・補強方針に関して、有識者による審議の結果、補強時の影響評価を実施する必要があると判断されたため、影響評価に関する課題形成および解析的評価の予備検討を追加
- ・当初は設計品質向上のための委員会を組織することを想定していたが、阪神高速道路（株）においてワーキングを主催することとなったため、ワーキングの開催案内作成・会場予約・会場設営に変更
- ・当社が主催する神戸長田トンネル避難連絡坑工事技術検討会の開催回数が、当初の想定よりも増えたため、運営回数を変更。また、大阪湾岸道路西伸部の建設にあたり、技術的課題に関する有識者の審議が必要となったため、技術検討委員会、構造計画小委員会および景観小委員会の運営を追加
- ・他の項目での検討の結果、施工又は解析に関する審議資料の作成が不必要となったため、検討項目を削除
- ・審査が必要な応募技術が当初の想定よりも増えたため、専門部会の回数を変更